

議案第10号

墨田区附属機関の設置に関する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、区が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 区が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表

1 区長の附属機関

名 称	担任する事務
墨田区指定管理者選定委員会	指定管理者の選定に係る評価及び審査に関すること。
墨田区区民行政評価委員会	区の施策及び事務事業に係る行政評価に関すること。
墨田区行財政改革推進会議	行財政改革の推進に係る調査及び検討に関すること。
旧西吾孀小学校及び旧曳舟中学校跡地 大学誘致選定審査会	旧西吾孀小学校及び旧曳舟中学校の跡地に誘致する大学の選定に係る評価及び審査に関すること。
墨田区特定建築等設計業者審査委員会	特定建築等の設計業者の選定に係る審査に関すること。
すみだ女性センター運営委員会	すみだ女性センターの施設の利用、事業計画等に係る調査及び検討に関すること。
すみだ環境ふれあい館企画運営委員会	すみだ環境ふれあい館の施設の利用、事業計画等に係る調査及び検討に関すること。
墨田区小規模企業特別融資資金融資あ っせん審査会	小規模企業特別融資資金の融資あっせんに係る審査に関すること。
墨田区産業振興会議	区の産業振興に必要な事項についての協議及び検討に関すること。
墨田区優秀技能者表彰選考委員会	優秀技能者としての被表彰者の選定に係る審査に関すること。
区内循環バス運行検討会	区内循環バスの運行に係る調査及び検討に関すること。

墨田区地域福祉計画推進協議会	地域福祉計画の推進に係る協議に関する こと。
墨田区社会福祉法人設立認可審査委員 会	社会福祉法人の設立に係る審査に関する こと。
墨田区障害者施策推進協議会	障害者行動計画に基づく障害者施策の推 進等に係る協議に関すること。
墨田区地域自立支援協議会	相談支援事業、障害福祉サービス体制等 に係る協議に関すること。
墨田区介護保険事業運営協議会	高齢者福祉総合計画及び介護保険事業計 画の推進等に係る協議に関すること。
墨田区介護保険地域密着型サービス運 営委員会	地域密着型サービスの事業の運営等に係 る調査及び検討に関すること。
墨田区地域包括支援センター運営協議 会	地域包括支援センターの運営等に係る協 議に関すること。
墨田区老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置に係る判定等に 関すること。
墨田区特別養護老人ホーム入所検討委 員会	特別養護老人ホームへの入所選考に係る 検討に関すること。
墨田区次世代育成支援行動計画推進協 議会	次世代育成支援行動計画の推進等に係る 協議に関すること。
墨田区保育園給食調理業務委託事業者 選定委員会	保育園給食調理業務委託事業者の選定に 係る評価及び審査に関すること。
墨田区要保護児童対策地域協議会	要保護児童に対する支援等に係る協議に 関すること。
すみだ食育推進会議	食育の総合的な推進に係る検討に関する こと。
墨田区予防接種健康被害調査委員会	区が実施する予防接種による健康被害の 調査に関すること。

両国観光まちづくりグランドデザイン策定検討委員会	両国観光まちづくりグランドデザインの策定に係る調査及び検討に関すること。
すみだ燃えない・壊れないまちづくり会議	建築物の不燃化及び耐震性の向上に係る施策の研究及び政策的提案に関すること。

2 教育委員会の附属機関

名 称	担任する事務
墨田区立学校統合地域準備会	統合新校の重要事項に係る審議に関すること。
墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
墨田区学校給食協議会	区立学校における給食内容の充実に係る協議に関すること。
墨田区就学相談委員会	心身障害児の就学に係る審議及び判定に関すること。
墨田区立幼稚園就園指導委員会	特別な支援を要する幼児の就園及び教育措置に係る審議に関すること。
すみだ学力向上推進会議	児童・生徒の学力向上のための施策に係る検討に関すること。
すみだ創生塾運営委員会	すみだ創生塾の運営に係る検討に関すること。
墨田区図書館運営協議会	図書館の運営に係る協議に関すること。

(提案理由)

協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本理念に基づき、区民等の区政参加に係る権利を明確化するため、区の政策過程に一定の役割を担っている会議体を地方自治法上の附属機関として位置付ける必要がある。